

○笠置町総合計画審議会設置条例

昭和60年6月21日

条例第8号

改正 昭和63年6月15日条例第11号

平成16年6月15日条例第6号

平成20年9月17日条例第19号

平成30年3月6日条例第5号

令和元年6月12日条例第3号

(目的)

第1条 本町の総合計画に関する事項について調査及び審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、笠置町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ笠置町総合計画の策定に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちより、町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 公共的団体の役員
- (3) 優れた識見を有する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となつた者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数の場合は会長の決するところによる。

○笠置町総合計画策定条例

令和元年6月12日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、笠置町総合計画(以下「総合計画」という。)の策定について必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の構成等)

第2条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 まちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるもの
- (2) 基本構想 目指す将来像、施策の基本方針及び大綱を示すもの
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に示すもの
- (4) 実施計画 基本計画を具現化するための毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画

(総合計画審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止(以下「策定等」という。)を行うときは、あらかじめ笠置町総合計画審議会設置条例(昭和60年笠置町条例第8号)第1条に規定する笠置町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、基本構想の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第5条 町長は、基本構想及び基本計画の策定等を行ったときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定等について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている総合計画は、この条例に基づく総合計画が策定されるまでの間は、引き続き効力を有する。

(小委員会)

第6条 審議会は必要に応じ、小委員会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は総務財政課において所掌する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関する必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第11号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第6号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第19号)抄

第1条 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第5号)抄

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第3号)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。